

令和 6 年度第 4 回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和 6 年 8 月 2 2 日 (木) 1 1 時開会 1 1 時 5 1 分閉会

2 場 所 鳥取市「白兔会館」

3 出席者

(1) 常設審議委員 2 1 名／2 3 名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	それでは、定刻でございます。ただ今より令和 6 年度第 4 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第 7 条に基づき、出席委員数の報告を申し上げます。 本日現在、常設審議委員の人数は 23 名に就任いただいておりますが、本日は、21 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 4 条第 4 項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告申し上げます。 なお、境港市につきましては、去る 8 月 10 日に農業委員の改選が行われ、会長が交代されておりますが、手続きが終了していないことから、来月から常設審議委員会の審議に加わっていただく予定としております。 皆様には、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。 それでは、会議の冒頭、山脇会長に挨拶をお願いします。
2 開会挨拶 山脇会長 事務局	(省略) それでは、早速審議委員会に入りたいと思います。以降、農業会議定款第 45 条、運営規程第 4 条第 3 項の規定に基づきまして、山脇会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。
3 議事録署名人の選任 議 長	はい。それでは、早速入らせていただきます。まず、議事録署名人の決定でございますが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。お諮りいたします。 (異議なし)

議 長	異議なしということですので、今月の議事録署名人は山本委員（三朝町農業委員会会長）、梅林委員（日南町農業委員会会長）に指名をさせていただきます。
4 報告事項 議 長 経営支援課 議 長	それでは、4 番の報告事項をお願いします。まず、先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。 (資料 1 により説明) ただいま、県の方から報告がありましたが、皆さん方からご質問・ご意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
5 議 事 議 長 事務局 倉吉市農業委員会事務局	ないようですので、議事の方に入らせていただきます。議案第 1 号、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表の説明をしてください。 それでは、令和 6 年 8 月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料 2 に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は 4 条案件はございませんが、第 5 条案件で、1 件、倉吉市農業委員会から意見聴取案件がございます。 なお、現地調査を実施しておりますので、説明のあと、現地調査の報告をお願いしたいと思います。 それでは、倉吉市農業委員会事務局に説明をお願いいたします。 失礼いたします。倉吉市農業委員会事務局の事務局長をしております[]です。本日は、倉吉市の 30 a を超える常設案件 1 件、[]でございますが、説明をいたしたいと思います。なお、説明につきましては事務局の[]の方から行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 農業委員会事務局で転用を担当しております[]です。それでは座って説明をさせていただきます。資料 2-1 議案番号 5 条の 1、倉吉市の案件でございます。2 ページの 30 アールを超える事案説明資料に基づいて説明をさせていただきます。 まず、1 の土地の所在についてですが、[]の転用でございます。なお、開発区域の面積につきましては、隣接の雑種地を含む実測 []なっております。4 ページ、位置図をご覧ください。申請地は、[]

に位置しておりまして、東側に天神川が流れている場所でございます。周辺につきましては、宅地化の傾向が進む地域内に存在する農地でございます、5 ページの中間図をご覧くださいますと、申請地を含めた周辺区域は都市計画区域の用途地域に指定されており、申請地の赤の斜線で示した場所につきましては、いずれも第1種中高層住居専用地域に指定されています。申請地の、西側、南側には住宅が広がっており、近年、農地転用によって宅地化がさらに進んでいる地域でございます。

2 ページに戻ります。2の現在の営農状況ですが、申請地は、先ほど申しあげました都市計画区域第1種中高層住居専用地域に指定されています。申請地の所有者の居住地が県外でございまして、申請地につきましては、令和3年までは、認定農業者への賃貸借により水稻栽培が行われていましたが、現在、作付けは行われておらず、保全管理がされております。

3の転用事業者については、

でございます。事業内容は、

をされておられます。

4の転用目的でございますが、

するものです。事業の必要性ですが、当該地域周辺は先ほど申しあげましたとおり宅地化が進行しており、令和3年度に申請地南側で農地転用がありまして、8区画の宅地分譲も完売するなど、今後も個人住宅の需要が見込めるものとして計画されたものです。

5の立地基準ですが、(1)農地区分につきましては、5ページの中間図をご覧くださいますと、都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域に指定されていますので、農地法運用通知の「第2の1(1)エ(ア)b(c) 第3種農地の要件の、都市計画法に規定する用途地域が定められていること」に該当しますので、第3種農地でございます。(2)の許可根拠につきましては、第3種農地のため原則許可でございます。なお、宅地造成のみの転用については、原則認められていないところですが、例外規定として、用途地域内での宅地造成については、農地法施行規則第57条第1項第5号へで、用途区域内での宅地造成については例外規定として許可が認められておりますので、今回は問題ございません。

(3)営農条件についてでございますが、申請地につきましては、宅地化が進んでいる土地になりまして、北側に田、東側に農業用水路、西側に市道、南側に市道と田に接しております。北側に隣接する田では水稻栽培が行われていますが、北側の農地全体を見ると、田畑が混在している状況で、それぞれ面積は小さく、集団的な営農は行われていない状況であります。また、南東に接する農地につきましては、作付けはされておらず、保全管理がされている状況です。(4)の代替地につきましては該当ありません。

次に、6の一般基準でございます。(1)他法令許認可についてですが、・農振法の該当はございません。・都市計画法第29条第1項の開発許可については、倉吉市管理計画課に事前協議済みであることを確認しています。なお、5ページの中間図に記載しておりますが、申請地西側及び南西側に既設の消火栓、北西250mの位置に公園が整備されており、消防庁の消防水利の基準及び鳥取県開発行為に伴う公園管理に伴う基準を満たしており、申請地

内に新たな消火設備や緑地の整備は必要ないことを開発行為の担当課に確認済みです。・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地でないことを、倉吉市文化財課に確認済みでございます。・盛り土につきましては、7 ページの標準断面図に記載のとおり 50cm の盛り土を行う予定でございまして、盛土規制法には該当しないことを確認済みです。(2) 規模の妥当性についてですが、6 ページ、土地利用計画図をご覧ください。申請地 4 筆、隣接する雑種地 1 筆を加えた 5 筆、開発区域において、分譲地 17 区画、幅員 計画道路 整備するもので、妥当な規模であると判断いたしました。2 ページに戻っていただきまして、(3) 営農及び被害防除計画等の措置についてでございます。先ほどの 7 ページの標準断面図をご覧くださいとおり、申請地内は、表土を鋤取ったうえで、50 cm の盛土造成を行います。また、申請地に幅員 6m の計画道路を整備し、道路側溝を新設いたします。8 ページに道路断面図と、新設する道路側溝の構造物を記載していますのでご確認ください。申請地と隣接地との境界には、L 型擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。L 型擁壁の設置位置と規格につきましては、6 ページの土地利用計画図に記載しています。雨水排水につきましては、10 ページの用排水系統図をご覧ください。既存の水路を水色、新たに造成地内に設ける道路側溝を赤で記載しております。

また、造成地内の雨水の流れを青、既存水路の流れを黒の矢印でそれぞれ記載しています。申請地周辺の農業用水は、東側を流れます大きな農業用水から、道路側溝を通して、北側及び西側に向かって順に流れ、最終的には、用排水系統図にはございませんが、さらに西側や北側を流れる別の河川に放流されることとなっています。今回の転用では、排水系統に変更はございません。造成地内の雨水は、新設する道路側溝から既設の道路側溝に排出し、このことについては、の同意を得ております。なお、側溝から水が溢れ出ることがないように、1 時間あたり 90mm の降雨強度による流量計算に基づいた計画がなされています。流量計算にあたっては、中国地方建設局の土木工事設計マニュアルを適用し、降雨強度は、公益社団法人日本道路協会の道路土工要綱令和 5 年度版の数値を用いたものでございます。汚水は記載しているとおおり、既存下水道に接続する計画でございます。上下水道管の深さについては、道路断面図の青と赤で印を付けておりますが、上水道の方が青で 80cm の深さ、下水道の方が赤で 153cm の深さの計画となっています。3 ページに戻りまして(4) 資金調達計画でございますが、の確認しています。

7 農業公共投資については、該当はございません。

8 土地改良区以外のその他の関係権利者につきましては、先ほど申しましたとおおり、水利権者でありますから同意を得ております。

9 農業委員会の意見及び審議の概要についてですが、8 月 9 日開催の令和 6 年度第 5 回倉吉市農業委員会会議において、農地転用の許可基準に合致し、転用許可は妥当であると判断しております。

以上、議案番号 5 条－ 1 における

	転用計画についての説明を終わります。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を山本委員の方からお願いいたします。
山本委員	三朝町の山本です。先般、8月19日の10時から、倉吉市役所第2庁舎において、県、市、関係業者の方々、農業会議を含めまして、総勢13名で調査をいたしました。先ほどから資料で説明がありましたとおり、流量の関係とか、根拠の部分も教えていただきまして、納得できる内容であったと思い、この転用については問題ないと確認いたしました。ちなみに、一緒に北栄町の竹原委員と検査をさせていただきまして、妥当性を確認したところです。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより、倉吉市の説明につき、委員の皆さんからご質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。はい。恩田委員。
恩田委員	今説明をいただいて、流量計算も適切に行われていると説明をいただいたところです。また、現地確認をされました山本会長もそのように言われたと思っております。基準で行けば 90 で問題ないと思っています。しかし、書面をもってこういう形、10 ページですか？ 10 ページを見ますと、どこからどこまでの傾斜があつて、例えば 15 度の傾斜があつてこうだと、その傾斜ごとの水量計算が、4,000 m³を超える場合には出さなければいけないのですよ。それは、どこをもって証明されるのですか。南部町では、ここは 1/50 だ、1/100 なので水量がこのくらいの速さで出てくるのだといった詳しい分析用の資料が添付されていないと、ただただ 90 で間違いありませんとではだれが信用できますか。そういうことを調べるのが現地確認の仕事だと思うが。その辺りの所が、おそらく調査された以上は、調査された人が、ここは傾斜が何度だから流速がこうだといった計算をし、これを足し算した結果が 90 だという裏付けが無ければいけないのではないですか。
倉吉市農業委員会事務局	恩田会長がおっしゃるとおり、各地点における流量計算が必要であることは承知しておりまして、そのための資料もこちらには全部用意しておりまして、数値は確認しております。
恩田委員	あなたは承知されているのはいいですよ。皆さんに説明して、皆さんが同意されなければいけないでしょ。あなた一人が持っているだけでは物事は通りませんよ。皆さんに審議してもらうために、1 枚資料を添付してもらう。今、水量のことは非常にやかましく言われる。想定外等いろいろ言われているでしょう。そういう資料があるのであれば、資料を添付されて皆さんに御理解いた

	だく。いちいち言わなくても、そのようにされておけばいいのではないか。
議 長	はい。山本委員。
山本委員	現地立ち合いのそもそものやり方は、私たちはそもそも専門家ではありません。なおかつ、ここで、現地の限られた時間の中で、正当性を確認するがために近隣から一緒に確認して見ているわけです。ですから、このようなコンサル業務に携わるような書類を仮に出されても、私たちにはわからない部分が多いです。ここは、あくまでも、全体の流れとして、今後の農業政策との関係で間違いがないことを確認しているのもであって、資格のない人間が、ここで論議する論点ではないと思います。以上です。
議 長	現地調査の委員からの意見ですが。はい。恩田委員。
恩田委員	皆さん方に御迷惑をかけないというためには、農業委員は農業のことさえ考えておけば良いということではなく、被害防除が非常に重要となっている。農業委員会は農業のことだけ考えておけば良いといった間違っただけの考え方ではなく、被害防除をしっかり確認して町民のためにこういうこともしていただかなければならないのが、農業委員会の役目なんですよ。その辺りが、ボタンの掛け違いがあるのではないですか。
議 長	それで、XXXXXXXXXX。数字が書いてあるものが実際にあるのですね。
倉吉市農業委員会事務局	はい。
議 長	数字はあるようですが、どういたしますか。
恩田委員	プラスしたものが数値は 90 ということだが、おそらく、中国地方建設局の資料を使っているのであればすべて 80 %で出さないということになっているので、110 ～ 120 までは耐えられる水量だとは思いますが。それが判るような資料を出してもらわなければいけない。南部町はすべて出させます。30 a を超えるものは、皆さんにお示しして御理解をいただいているのが現状です。考えていただきたいのは、そういうものがあれば添付いただく。ただそれだけのことです。あなたが持っただけでは宝の持ち腐れになるのですよ。よく考えてやってください。

議 長	今、恩田委員の方から流量計算についてのご意見がありました。説明もしていただきました。今後、もし、こういう案件があった場合については、計算したものを一式資料に付けて提出するということにしたいと思いますが、皆さん、それでよろしいですか。 (異議なし。)
議 長	大変いい指導をいただいたと私は思っています。 これからは、一緒に添付して皆さんにわかるように。今回の倉吉市の事案だけではなく、今後このような事案が出た場合については、そのようにしていただくということで今後持っていきたいと思っています。恩田委員、それでよろしいですか。ありがとうございます。
恩田委員	しっかりと勉強してください。
議 長	これからも、わからないことがあったら指導してやってください。県の事務局にも。大変良いご指導ありがとうございました。それでは、この案件についてその他のご意見等ありませんか。
安部委員	図面の 10 ページの 17 号の部分の点線が擁壁を設置するようになっていると思うが、この擁壁よりも右側の黄色い部分は、今回の申請の中に入っていますか。図面的には、これは除外されているように見えるのですが。5 ページの図面との整合性を教えていただきたいのですが。
議 長	それでは、倉吉市農業委員会事務局説明をお願いします。
倉吉市農業委員会事務局	10 ページの点線ですが、判例に記載してあるとおり、擁壁の設置位置ではなく、申請地の農地の部分でして、黄色の部分は、隣接の雑種地を含めた開発区域を示しているものです。擁壁は、図面の白い部分との間に設置されるので、点線の位置に擁壁が設置されるものではありません。申請地は、点線の部分であり、5 ページの中間図と合致しております。
安部委員	10 ページと言いましたが 6 ページのことだったので、6 ページで再度説明していただけないか。
議 長	それでは、事務局。6 ページで再度説明してください。

倉吉市農業委員会事務局	6 ページの黄色の部分に L 型擁壁 H=1000 と記載があり、右上に断面図があると思いますが、この擁壁が、図面の黄色い線に沿って設置されるものです。
議 長	判りましたか？
安部委員	17 の部分に擁壁が出来ない部分があると思うのですが。
議 長	17 の表示の右下の黄色い部分に沿って点線が無くなっている
議 長	ので、ここは擁壁がされないのかという質問ですが。ここは、擁壁はしないのですか。
倉吉市農業委員会事務局	6 ページの図面で L 型擁壁 H=1000 と記載されているところに直線が引いてあると思いますが、図面上では、点線に沿って 13.82 と記載してある下側の黄色い線に沿って擁壁が設置されるということを示しています。
議 長	点線部分だけでなく、黄色い部分についても擁壁が設置されるということの良いですね。
倉吉市農業委員会事務局	そのとおりです。
議 長	その他に質問・意見等ありますか。
議 長	(質問・意見なし)
議 長	ないようですので、本案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方の挙手をお願いします。
議 長	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。
議 長	全員異議なしとのことですので、異議なしとさせていただきます。
6 情報提供 議 長	続きまして情報提供です。(1) 県内農業委員会の改選状況について、(2) 農業会議の今後のスケジュールについて事務局説明してください。

議 長	(事務局が資料 3・4 により説明) 説明が終わりましたが、委員の皆さんから他にご質問、意見はございませんか。 (質問・意見なし)
7 その他 議 長	その他として、皆さんから何かありますか。
恩田委員	スケジュール表を見させていただきました。このようにされるということで賛成するわけですが、以前ですと、西部の方で年に 1 回ぐらいはやっておられた経緯があるようです。西部で行うと、東部の方からは大変だと思いますが、年に 1 回ぐらいは西部でこういう会をやっていただきたいと思うわけですが。ご検討の方宜しくお願いいたします。
議 長	はい。局長。
事務局	ありがとうございました。貴重なご意見をいただきました。日程を調整しながら、どの辺りがよろしいのか。せっかく行うのであれば現地に行くとか以前行っていましたが、それは置いておいて、西部での開催は日程調整、そして、齋下副会長をはじめ西部の皆さんに御意見を伺いながら、日程については休みのことがあります。原則として 22 日となりますので、日にちは動かさずに、西部での開催、これは重要なことだと思っておりますので、検討させていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	恩田委員よろしいですか。
恩田委員	はい。
議 長	大変良い意見をいただきましてありがとうございました。それでは、事務局、次回開催日について説明をしてください。 (次回開催日程について説明)
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会とさせていただきます。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。 (午前 11 時 51 分)